

札幌市国際戦略プラン

第1章 国際戦略プラン策定にあたって

1 札幌の成り立ちと国際化のあゆみ

1 開拓期と寛容な都市文化

札幌は、自然の恵みと共に暮らしてきた人々と、日本各地から移住してきた人々が、それぞれの文化を育みながら、外国の先進の英知を取り入れて発展してきました。明治2年(1869年)には開拓使¹が置かれ、多くの外国人技師を招き、欧米の知識や経験を習得して近代化に努めました。多様な背景を持つ移住者によって形作られた札幌は、異なる文化に対する寛容な都市文化が生まれ、現在に受け継がれています。

2 冬季オリンピック大会開催と国際交流の活発化

札幌は戦後の復興期から高度成長期を通じて、北海道の中心都市として発展を続けました。昭和47年(1972年)にアジア地域で初めての冬季オリンピック大会が開催され、地下鉄などインフラの整備が進むとともに、札幌の国際化は大きく加速されることになりました。

また、札幌市と海外諸都市の交流も活発になり、昭和34年(1959年)のポートランド市を皮切りに、昭和47年(1972年)にはミュンヘン市、昭和55年(1980年)に瀋陽市、平成2年(1990年)にノボシビルスク市、また、平成22年(2010年)には大田(テジョン)広域市と姉妹・友好都市提携を締結しています。さらに、昭和57年(1982年)には、「冬は資源であり、財産である」というスローガンの下、気候・風土の似ている北方の都市が集まり、共通する課題について話し合う「北方都市会議」(現在の「世界冬の都市市長会議」)が札幌市の提唱によって開催され、これまで150を超える世界の都市が参加しています。

3 グローバル化²の進展を背景にしたさっぽろのまちづくり

1990年代以降になると、情報通信技術や交通ネットワークの発達によって、グローバル化が急速に進み、まちづくりにおいても、あらゆる面でグローバル化を意識した取組が必要になってきました。

国際化を積極的に推進していくため、平成3年(1991年)には国際交流の促進やコンベンション事業の推進などを目的として、札幌国際プラザが設立されています。

■ 東アジア地域の都市とのネットワーク構築

大きく成長が見込まれていた東アジア地域の都市とのつながりを強化するため、平成15年(2003年)には「札幌経済交流室」を中国・北京市に開設し、杭州市や大連市と都市間協定を締結するなど、国際交流・協力を活発に行い、独自のネットワーク構築を目指してきました。

そして、東アジアとの交流を進める中で、韓国とは、釜山(プサン)広域市と映像分野での交流を深めてきたほか、大田(テジョン)広域市とは、平成16年(2004年)に経済分野での覚書を結んだことや、民間団体同士などの多様な交流が活発化したことから、平成22年(2010年)に20年ぶりとなる姉妹都市提携を締結し、互恵的な関係構築を進めています。

¹開拓使 明治2年、北海道・サハリン(樺太)の開拓のために設けられた日本の官庁。米国人ケブロンほか多数の外国人の指導で各種の開発事業を行った。

²グローバル化 人、物、資金、情報の国境を越えた移動が地球規模で盛んになり、政治や経済など様々な分野での境界線がなくなることで、相互依存の関係が深まっていく現象。

■ 世界への文化の発信

市民の生活意識や価値観が多様化し、人々の関心が物から心の豊かさに移行するなかで、その糧ともいえる文化芸術は、都市の重要な要素の一つとなってきました。

平成2年(1990年)には、これまでに延べ約3,000人の若手音楽家が参加した国際教育音楽祭パンフィック・ミュージック・フェスティバル(PMF)がスタートし、平成9年(1997年)に完成した札幌コンサートホール Kitara は、多くのアーティストから世界的な評価を得ています。また、平成19年(2007年)にはサッポロ・シティ・ジャズがスタートし、国内外のトップアーティストによるライブが開催されるようになりました。

さらに、平成17年(2005年)には彫刻家イサム・ノグチが設計したモエレ沼公園がグランドオープンし、多くの市民やアートファンが訪れています。

■ 国際スポーツイベント・会議の開催

平成13年(2001年)に完成した札幌ドームでは、平成14年(2002年)にはFIFAワールドカップ™が開催され、改めて世界にSapporoの名を広めることとなり、平成19年(2007年)に開催されたFISノルディックスキー世界選手権札幌大会では、雪をドーム内に入れて競技を行う画期的な利用法が採用されました。

MICE³分野では、平成15年(2003年)に札幌コンベンションセンターが開設されたほか、平成20年(2008年)の北海道洞爺湖サミットアウトリーチ国・国際機関歓迎レセプションや、平成22年(2010年)の日本APEC貿易担当大臣会合など、様々な国際会議が開催され、世界での札幌のプレゼンス⁴の向上に寄与してきました。

■ 多文化共生の環境づくり

地域社会の国際化の流れを受け、外国籍市民が暮らしやすいよう支援をするだけでなく、外国籍市民と日本人市民が互いの文化を尊重し合う多文化共生⁵が必要性を増してきました。

こうした環境に対応すべく、札幌市ではこれまで、札幌国際プラザが中心となり、外国籍市民の生活支援や防災啓発等を行うとともに、多言語による情報提供の充実や、異文化理解を促進するため、日常での外国籍市民と日本人市民の交流のきっかけとなるようなイベント等を実施して、多文化共生に向けた取組を推進してきました。

2 住みたくなる都市としての札幌の魅力

世界的に有名な民間調査機関では、海外都市で生活する上での「住みやすさ」に着目してランク付けを行っています。これらのランキングでは、オーストラリア・メルボルン、カナダ・バンクーバー、姉妹都市であるドイツ・ミュンヘンなど、比較的人口密度が低い中規模の都市で、治安が良く、インフラなど公共サービスが整っており、文化・余暇活動が充実している都市が高い評価を受けています。

札幌は、明瞭な四季や新鮮な食などの豊かな自然環境と、生活に便利で高度な都市機能を備えており、まさしくアジア、そして世界に誇れる都市として、さらに発展していくまちであると考えます。

³MICE 多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称で、Meeting(会議・セミナー)、Incentive Tour(企業報酬・研修旅行)、Convention(大会・学会・国際会議)、Exhibition(イベント・展示会・見本市)の頭文字を取った造語。

⁴プレゼンス 存在。存在感。

⁵多文化共生 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

3 創造都市さっぽろ⁶の実現へ

冬季オリンピック大会開催から現在まで、様々な積み重ねてきた国際化のあゆみは、札幌市民の貴重な財産です。札幌が都市としての成熟期を経て新たな創成期を迎える今、これまで培ってきたPMFや姉妹・友好都市交流などの蓄積と、類いまれな地理的魅力などを、市民一人一人が再認識し、今後も深化・発展させ、活用していくことが重要です。

例えば、これから開催される札幌国際芸術祭や、冬季アジア大会のような大規模な国際スポーツ大会など、多様な機会を捉えて札幌の魅力を発揮し、世界に向けて発信していくことが、国内外から多くの集客をもたらすだけでなく、市民が誇りを持って生活し、文化資源の再生や新たな創造を誘発する「創造都市さっぽろ」の実現につながります。

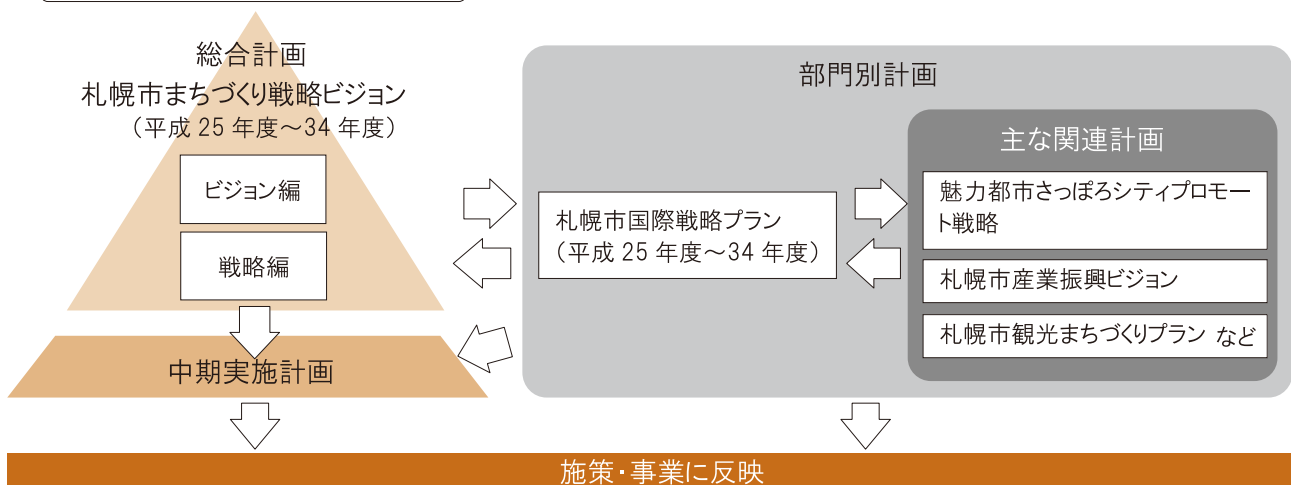
一方で、人口減少社会⁷の到来や、グローバル化のさらなる進展に伴い、観光や留学、投資先として選ばれるための都市間競争は激しさを増し、国内のみならず、海外の諸都市との間で優位性を競う現状があります。また、札幌は、北海道の中心都市として、北海道の国際化を牽引するとともに、国際平和や環境・エネルギーなど地球規模の課題に積極的に取り組み、世界の都市の一員としての責任と役割を果たしていくことが使命でもあります。

国際戦略プランにおいては、札幌を取り巻く社会環境や、これまでに取り組んできた様々な国際的事業の蓄積を踏まえ、「創造都市さっぽろ」の実現を通して、海外からの活力の取り込みや地域活性化を目指していくため、国際都市像として「創造性と活力あふれ、誰もが住みたくなる国際都市さっぽろ」を掲げ、今後の新たな10年に向かう国際戦略プランを策定するものです。

4 プランの位置付け

本プランは、長期総合計画に代わる新たなまちづくりの基本的な指針となる「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の国際施策に関する部門別計画であり、これまで国際化施策の基本的な指針としてきた「札幌市国際化推進プラン」を抜本的に改訂したものです。同ビジョンの目指す都市像「北海道の未来を創造し、世界が憧れるまち」「互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち」の実現に向け、各関連計画の考え方を踏まえています。

図1-1 国際戦略プランの位置付け



⁶創造都市さっぽろ 創造都市とは、文化芸術の多様な表現に代表される創造性を活用し、都市課題の解決を行う都市政策のことであり、札幌市も創造都市の実現を目指した取組を推進している。

⁷人口減少社会 人口が継続して減少する社会のこと。

5 計画期間

本プランは、上位計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」と同様に、平成 25 年度(2013 年度)から平成 34 年度(2022 年度)までの 10 年間の計画期間とします。ただし、計画期間を超える課題についても、長期的視点に立ち、対象に含んでいます。

なお、具体的な施策については、社会情勢の変化に応じた柔軟な見直しと進捗管理、検証を行うため、実施計画を 1 期と 2 期に分け、まずは平成 25 年度(2013 年度)から平成 29 年度(2017 年度)の 5 年間の計画期間とする実施計画(1 期)(本プラン第 7 章)を策定し、5 年経過後、時代の変化を踏まえた見直しを行っていきます。

ただし、国際情勢や社会情勢の変化などにより、取組内容を見直す必要が生じた場合は、計画期間中であっても柔軟に見直しすることとします。

図 1-2 計画期間(平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間)

